

# 陽だまり

## 「公益通報」「内部通報」の活用法を討議

6/22 地区ユニオン第1回組織研修会・パートユニオン第1回定例学習会

6月22日、札幌地区ユニオン第1回組織研修会を開催しました。表題は「公益通報者保護法・内部告発を学ぼう!」とし、現在、活用が低調であるとされ消費者庁のトップ自らが利用促進を国民に呼びかけている「公益通報」「内部通報」の制度について討議しました。消費者庁作成の公開動画「内部通報担当者向け! 1時間みっちり公益通報者保護法」とNHKのクローズアップ現代で放映された「守られない通報者内部告発を社会の利益」を鑑賞した後、福祉職場で勤務する現役組合員からの被害報告を受け、まとめとして提案された札幌地区ユニオンの今後の取り組みを議論しました。前



内部告発事案が増える時代、取り組みは避けられない、と挨拶する小林地区ユニオン代表

半の映像鑑賞のところで、この制度の運営主体となる組織担当者が、実際の運用の場で制度に反する内部対応に終始するという現実が映し出されました。組合員からの被害報告でも福祉現場で発生した「虐待」を勇気を以て同僚と共に通報した結果、施設内からの有形・無形の圧力が続き、退職や配置転換という結果に至り、その原因は通報を受けた組織の側からの情報漏れであることが説明されました。

札幌地区ユニオン山本書記長は、組織率低下に歯止めがかからない中、労働者個人の権利・尊厳を維持拡充するには、様々なツールを活用する逞しさが必要としました。その上で「公益通報」「内部通報」を積極的に活用することも緊急避難的対応としては効果が期待できるとしました。札幌地区ユニオンは緊急避難的役割として「公益通報」「内部通報」を有効に活用するためには加盟組合による取り組みを以下のとおり提起しました。

- 1、業務内容や会社が認可・指導を受ける行政・団体はどこかを明確にする。また、申し立て受理の窓口の有無を確認する。
- 2、申し立てした場合の業務・事業所への効力を把握する。
- 3、申し立て様式を簡便・平易にするよう工夫する。

詳細について、更に検討を加え次期の総合生活改善の取り組み方針として提起するとしました。

(6/23HP)

札幌パートユニオン元会長  
新野勝昭さんが8月4日に逝去されました  
差し込みの別紙にてご報告いたします



# 北海道最低賃金を直ちに一律1500円に引き上げよ！ 引き上げ要請行動に取り組みました！

## 7月4日 審議会に要請書を提出

札幌パートユニオンは、北海道地方最低賃金審議会・亀野会長に「北海道最低賃金を1500円に引き上げる要請書」を提出しました。

現在の最低賃金 960 円では単独生計維持は困難で、1500 円に引き上げることを要請しました。札幌地区ユニオンおよび諸労組も同様に要請しました。

## 7月12日 地区ユニオン独自周知行動に参加

市内厚別区で、最賃引き上げ独自チラシを「春さっとう」と同時に約 1000 セットを配布しました。8月9日以降、役員による周辺への個別配布も追加で行いました。

## 最賃大幅引き上げ！独自チラシ

働く者の力を合わせて

### 「最低賃金」の大幅引き上げを実現しよう！

「最低賃金」制度は、雇用者（会社）が正社員、パート、アルバイトを問わず、全ての労働者に支払う賃金は、「最低賃金」以下であってはならないと定めています。現在、北海道地域の「最低賃金」は時給換算 960 円です。

「最低賃金」の金額は厚生労働省・北海道労働局の審議会で決定され、今年の金額決定時期（7月下旬～8月）が近づいています。私たち札幌パートユニオン（労働組合）は、「最低賃金」の大幅引き上げを求めています。

現在の時給 960 円では、1日8時間、月平均 21 日の、戦的な働き方をした場合、支給額 16 万 1 280 円で、手取りの金額はさらにずっと少なくなります。年収では 200 万円に到達しません。

これでは独身者でも、家族を支える労働者にとってはなおさら、まともな生活は全くできないことが誰かがわかることと思います。

先の見えない狂乱的な物価高騰が続いており、実質賃金は今後下がり続け、生活は苦しくなるばかりです。

中小・零細企業の労働者や、全国で1割に迫るパート・アルバイト等の非正規労働者の賃金は、低賃金ゆえに必ず「最低賃金」の影響を受けます。

私たち札幌パートユニオンは、働く者がまともな生活できるように時給 960 円という現在の金額を大幅に引き上げて、まず時給 1500 円に、そして世帯維持可能な収入確保とすべく暫時引き上げることを求めています。

また、最低賃金は全国各地域でラシラ母けがされて、その金額に大きな格差があります（東京は現在 1113 円です）。私たちは格差がまるごと目体かつかしいことを考え全国一律にすることを求めています。

北海道は東京などの大都市地域に比べラシラが低く、北海道の地域経済にとっても、北海道の低い「最低賃金」は改善されるべきだと考えます。

市民の皆さん、札幌パートユニオン、そして全国の働く者の「最低賃金」の大幅な引き上げを求める声をご理解いただき、ご協力をお願いします。

2024年7月12日 札幌パートユニオン

尚、このチラシに関するお問い合わせは、札幌市中央区北4条西12丁目はくろろビル・札幌パートユニオン（011-210-1200）までお願いします。

## 最賃大幅引き上げを！

### 7/29 北海道労働局前集会

7月29日、連合北海道は北海道労働局前で2024年度の最低賃金大幅引き上げを求める集会を開催しました。結構強い雨足の中、多くの組合員が参加し札幌地区ユニオンからは小林代表等8名が参加しました。7月24日、最低賃金の中央審議会・小委員会は、2024年度の最低賃金引き上げ額の「目安」を3ランク全て「50円」とすることで合意しました。集会では、このままでは格差解消にはならず、フルタイム契約を得ても、年200万円強・月20万弱の収入では、世帯維持は不可能、少子化も、景気回復、人材確保には無力であるとしています。8月5日までの集中審議は非公開ですが、皆で今日のように声をあげていきましょう。（7・29HPの報告から）



7.29 北海道労働局前昼休み集会 雨の中組合員 150 名が参加。結構濡れながら声を上げました。

## 7月22日 北海道最低賃金審議会で参考人意見

意見聴取の労働側参考人として、札幌パートユニオンのM組合員が「現在の最低賃金で働く、とりわけ若者は未来への期待が持てない。8時間働いて世帯維持可能な収入となる最低賃金であるべき。」等と意見を述べました。

## 地区ユニオンの組合員に道新が取材

「賃上げされたが物価高で暮らしは良くならない。最賃が上がり非正規の人の賃金が上がれば、自分たちもさらにアップするかも」と応じました。（7月23日北海道新聞）



# 全国の27県で目安50円に増額結審 (8/29)

## 2024年最賃結審／北海道は1010円 目安のままで

**徳島は84円UP!**

物価高騰は続くのに、フルに働いても年収は200万円を超えず、手取りはさらに少ない！ 世帯維持可能な収入確保ができる最低賃金水準を！ 全国一律、まず時給1500円に！

引き上げ幅は27県が国の目安を上回った

引き上げ額 改定後

愛媛県	59円	956円
島根県	58	962
鳥取県	57	957
徳島県	56	953
沖縄県	56	952
青森県	55	953
福島県	55	955
高知県	55	952
長崎県	55	953
大分県	55	954
宮崎県	55	952
秋田県	54	951
新潟県	54	985
熊本県	54	952
福井県	53	984
茨城県	52	1005
香川県	52	970
石川県	51	984
岐阜県	51	1001
兵庫県	51	1052
和歌山県	51	980
山口県	51	979
福岡県	51	992
北海道	50	1010
宮城県	50	973
栃木県	50	1004
群馬県	50	985
埼玉県	50	1078
千葉県	50	1076
東京都	50	1163
神奈川県	50	1162
富山県	50	998
山梨県	50	988
長野県	50	998
静岡県	50	1034
愛知県	50	1077
三重県	50	1023
滋賀県	50	1017
京都府	50	1058
大阪府	50	1114
奈良県	50	986
岡山県	50	982
広島県	50	1020
全国(国の目安)	50	1054

徳島	84	980	岩手	59	952
山形	55	955	佐賀	56	956

### 未来に資する2024年北海道最低賃金実現へ

7月24日、最賃中央審議会・小委員会は、2024年度の最低賃金引き上げ額の「目安」を3ランク全て「50円」とし、各地方審議会では格差是正も含めて政府意向を十分斟酌した議論を期待するとしました。目安通りで結審すると中央との格差は縮まりません。生活実感としては拡大と感じます。何としても目安+αを実現して欲しいです。札幌地区ユニオンは、2024年度の北海道最低賃金が各方面に好影響をもたらす内容となることを訴える、以下の声明を発しました。(8/2HPから)

#### 未来に資する2024年北海道最低賃金実現への声明

7月24日、最低賃金の中央審議会・小委員会は、2024年度の最低賃金引き上げ額の「目安」を3ランク全て「50円」としました。その上で、各地方審議会では格差是正も含めて政府意向を十分斟酌した議論を期待するとしています。

この時点において、各地方審議会では公労使何れの立場にも目安以下の主張は存在しないと理解するのが妥当です。まして、地方の衰退に拍車かける格差が最賃により惹起される可能性がある以上、前提としては当然です。道内は非正規労働者が4割に達する状況にあり危機的格差拡大は目前です。

7月22日の参考人意見からは、この危機を憂い、何とかしたいと願う声が労使双方から聞かれました。特に経営側参考人からは、企業間の立場の違いに苦しむ実状が語られ、労働者にとっても悲鳴に似た叫びと聞こえました。立場の違いはあるにせよ、賃上げの必要性や評価は一致しています。

必要なのはその方法を議論することです。審議会の責務は方法を提示し、賃上げに必要な原資を流通させるのは誰の責務なのかを明確にすることです。目安を値切るのではなく、格差拡大が明らかな目安額を強いることでもありません。

このまま目安額優先の議論で審議会が終始するのであれば、必ずや全国の審議会にこの模様は伝播します。この理不尽を押し通す「伝播」を阻止するには、全国の引き上げを願う仲間との共闘が必要ですが、私たちは、その為の時間と労力を惜しむものではありません。未来の地域生活改善に資する2024年北海道最低賃金実現に向け、不公正な格差拡大阻止を実現するため、目安額+αの実現を期待します。

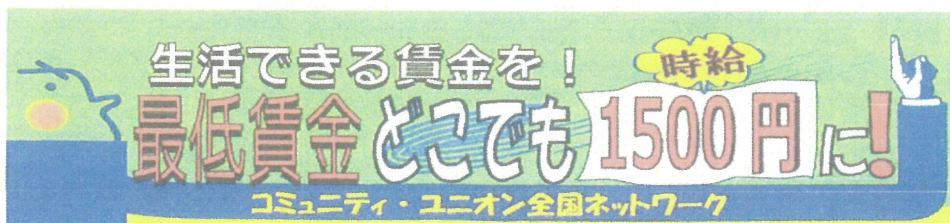
2024年8月2日

札幌地区ユニオン

札幌パートユニオン

代表 小林 幸一

会長 大木 範夫





## 貧困もない、戦争もない社会を願って！

会長 大木範夫

私は、新たな組合執行体制のもとで、組合員が全員一丸となって、札幌パートユニオンの精神を引き継ぎ、職場で、苦勞して働いている組合員同士が、お互いの思いを共有し、手を携え、団結し、行動していく組合運動を行っていきたいと思います。

貧困もない、戦争もない社会を願って！

前号の「陽だまり」で私はこのような会長就任の挨拶をしましたが、8月4日突然、札幌パートユニオン元会長の新野勝昭さんがお亡くなりになりました。謹んで哀悼の意を表したいと思います。

新野元会長と一緒に行動してきたことを様々思い出しました。そして、改めて私は会長に就任してなにをやるべきか考えました。

新野元会長と一緒に行動してきたことで、特に思い出すのは、2012年、T組合員への不当解雇を巡り、撤回を求め裁判闘争を行い、新野元会長を先頭に闘ったことです。そしてT組合員の応援のために証人尋問の傍聴に大雪の中十数名の組合員が駆けつけ、勝利的和解を勝ち取ったことです。このような取り組みを通じて、組合員同士の絆を強め、何よりも、会社から不当な攻撃を受けていたT組合員が元気になったことが良かったと実感したことを覚えています。

新野元会長に、私が組合事務所で会ったとき、一時期「争議の案件が十数件あって、大変だ。疲れる」と言っていました。顔は楽しそうな表情をしているので、私は「大変そうですが、会長は何故そこまで頑張れるのですか」と聞くと、嬉しそうに笑顔で「組合員の争議が解決して組合員が救われ、よろこぶ姿を見るのが俺の生き甲斐なんだ」と言っていたことを覚えています。

私は、新野元会長はあくまでも組合員、労働者の立場に寄り添い考え行動していると感じ感激しました。常日頃、新野元会長は「自民党は資本家の政党なんだ。俺たちは労働者なんだ。なのに自民党に投票する新人組合員もいる」とぼやいていました。それは「地区労時代に学習会で大学教授からマルクス主義経済学などを習い勉強したことが、今の自分の土台になっている」とのことでした。

私は、微力ですが、新野元会長のようにあくまでも組合員、労働者の立場に立って職場で、今狂乱的な物価高のなかで苦勞し働いている組合員同士が、団結し、行動していく組合運動を行っていきたいと思います。そのためには、組合員の職場などの声を聞かせて貰いたい。同時に、職場を改善するためにも、もっと組合員を増やして、組合の力をつけていきたいと考えています。

また、組合で平和の取り組み＝戦争に反対する行動を取り組んできたのも新野元会長でした。「安倍は右翼だ、戦争をする国に日本を変えようとしている」と言って組合の学習会で講師をしてください、2015年当時安倍政権による「安保関連法」＝戦争法の成立の強行に反対する集会に、雨の中にもかかわらず、十数人の組合員が参加して、ずぶ濡れになりながら「戦争法反対！安倍政権を許さない！」の声を上げ続けました。反対行動が終わった後にみんなで酒を飲んで語り合ったことは忘れられません。

今、岸田政権は自衛隊が米軍と一体となった「台湾有事」を想定した戦争準備をすすめ、沖縄・南西諸島の軍事要塞化に邁進しています。私は、これまで以上に組合で平和の取り組み＝戦争に反対する行動を取り組んでいきたいと思っています。



2018 メーカー 正面中央、凛と立つ帽子姿が新野会長（当時）



## 職種限定労働契約・同意なき配置転換は違法 最高裁判決 (4・26)

労働契約法第8条では労働契約に定める労働条件は労使双方の合意を前提に変更できると定めています。ただ、労働契約実務では、職種・業務内容は概要的記載にとどまり、詳細は包括的労働契約とされる就業規則に記載するとされるのが一般的です。よって、ありもしない合意を前提とした無理難題的配転・異動人事が発令され、退職強要的運用とされる場合もあります。今年4月からは求人情報の段階でこれら配転・異動も含めた労働条件を明示することが決まっています。厳格に運用すれば、合意なき職種の変更・異動はできないこととなります。これを先取りするような判決が4月26日、最高裁第2小法廷で示されました。

最高裁までの闘いに敬意を表します。判旨・解説も近々には開示されると思います。学習会で議論するのもいいかもしれません。(4・26HPから)



この裁判は社会福祉法人で18年もの間、福祉用具の製作・改造を担当していた技術職の労働者が、同意なしに総務課への配転を命じられ起こしたものです。1, 2審では違法性はないとしましたが、今回の最高裁判決は、書面での「明示」がなかったとしても本人の資格や採用の経緯、長期間にわたり技術職として働いてきた実態から、職務限定の「黙示」の合意があったとして、本人との合意がなければ事業者は一方的に配転することはできないとの判断をしたものです。

当該労働者の代理人弁護士は判決後、「長くやってきた専門職から、全く別の仕事を命じられることに歯止めがかかる」と評価したそうです。労働法の専門家からは「妥当な判決。従業員の職務を明確に定めた『ジョブ型雇用』が増える中、同種のトラブルは今後多くなることが予想され、影響は大きい。」との見解が出されているといえます。(新聞報道から)

労働契約法・第八条は「労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる。」と定めており、本来双方の合意なく労働条件を一方的に変更することは出来ないのです。

配転命令は基本的に企業側の都合でされるのであって、配転される側の労働者の意思の確認と話し合いによる納得が必要であることは当然のことでしょう。働く者の生活や生き方に大きく影響する労働条件の変更を、違法になるような命令権の濫用で押し切るのは許されないことです。

これまでジョブ型雇用に限らず、法律で定められていても、勤務場所がなくなるから解雇する(例えばビル清掃、事業場の撤退)とか、人事権の名のもとに配転か退職かを迫るような命令(解雇目的のこともある)すらも横行してきたのではないのでしょうか。

こうした不法行為を裁判闘争で覆すには、弱い立場の労働者が大きな負担を決意しなければならぬ不利な立場にあります。私たち労働者の側はあきらめる前に、企業側に納得できる説明を求め、話し合い・交渉を求めて行動しましょう。

企業側から、一定の場合に企業がジョブ型労働者に職場や職種など労働条件変更を提案でき、拒否された場合は労働契約を解約=解雇できる、「変更解約告知」制度等の法制化を求める声があるといます。このような解雇自由にもなる法制化は認められません。(Y)



### 札幌地区ユニオン・札幌パートユニオンのホームページを見よう!

札幌パートユニオン 検索

<http://spk-chiku-union.jp/>

新しい情報を次々と発信!



平和の取り組み 反戦・平和・脱原発の声を！ 憲法改悪反対！ 戦争準備突進を許すな！

## 不戦の日！ 8.15北海道集会が開かれる

8.15北海道集会実行委員会

日中戦争の危機と自衛隊南西シフト～標的の島-沖縄からの報告～

沖縄国際大学・大学院教授 前泊 博盛 さん



主催者挨拶 池田賢太さん

8月15日（木）に、かでの2.7大会議室で「不戦の日！8.15北海道集会」が開催され、札幌パートユニオン組合員も参加しました。

講師の前泊さんは、まず沖縄で起きた昨年米軍人による少女暴行の犯罪を半年に渡って外務省が隠ぺいし、県民を危険に曝し続けたと批判しました。続いて中国との戦争の危機が迫っており、中国は核ミサイルの実戦配備を公言している、戦争になったらどうなるかを考えるべきとしました。

地方自治法が改正され国から自治体への特例指示が決められた、すでに辺野古基地建設工事において国は沖縄県の地方自治を押しつぶし工事を強行している、沖縄の自衛隊基地・弾薬庫は着々と強化されている、等々の沖縄の現状を突き出しました。

そして岸田政権は①安倍首相の国葬、②43兆円の防衛費、③安保関連3文書 自主防衛敵基地攻撃能力の保有方針、④次期戦闘機の第三国輸出方針といった重大な政策を、「閣議決定」を憲法より上位におく形で決めていたのであり、閣議決定をもって徴兵制すら決められかねないとしました。

講演後、「数々の悪法の廃止、憲法改悪阻止など、新しい戦前にさせないたたかい」に総力をあげようと、集会アピールを確認しました。



講師の前泊さん

### 在沖縄米海兵隊の矢臼別移転実弾演習への抗議打電行動参加

連合北海道等は8月1日付第149号发文を以て、在日米軍基地の整理・縮小と日米地位協定の抜本的見直しに係る諸行動への参加要請を構成組織に要請しました。札幌地区ユニオンは抗議打電行動に参加し、8月2日付抗議文を北海道鈴木知事、上川外務大臣及び木原防衛大臣あてに送付しました。(8/3HPから)

札幌パートユニオンも、9月12日から23日まで行われるこの米海兵隊の矢臼別移転実弾演習に対して、沖縄での演習の国内移転は、日本全体の軍事基地化につながるなどとして、その中止を強く求めました。(Y)

連合北海道の要請に応じて、札幌パートユニオンは7月5日に米海軍ミサイル駆逐艦ラファエル・ペラルタの苦小牧港入港に反対し、鈴木北海道知事と岩倉苦小牧市長に抗議打電を行いました。(入港は7月10日に中止となりました。)

連合北海道は8月21日（水）～23日（金）に予定する陸上自衛隊V-22オスプレイの道内3駐屯地（丘珠、旭川、帯広）飛来に抗議声明を发出了しました。(8/19)

これまで、数々の墜落・運行障害事故を発生させ、未だに事故原因も明らかにされない。国は道民の安全について頓着していない。(8/20HPから)

北海道平和運動フォーラムもオスプレイ道内乗り入れに抗議声明を发出了しました。(8/21)





# 悪辣な不当労を絶対許さない！私鉄総連・函館バス支部

今年1月10日最高裁は昨年8月22日の二審札幌高裁判決を不服とした会社（函館バス）側上告を退ける決定をしました。これで、私鉄総連函館バス支部黒瀧執行委員長に対する、組合活動を理由とした会社の定年後再雇用拒否の違法・無効と会社へ未払い賃金等の支払いを命じた二審判決が確定しました。会社による組合弾圧ともいえる組合役員への不法行為は、北海道労働委員会・中央労働委員会、札幌高裁で係争中です。（24.1.15HPから）

## 私鉄総連・函館バス支部不当労働行為事件 労働法を無視する悪辣な組合潰し攻撃

20年11月ころから労使協議、団交を拒否し始めた函館バス会社は、労働組合の私鉄総連・函館バス支部にたいして、「組合休暇」の扱いを理由にして黒瀧委員長の懲戒や定年再雇用拒否だけでなく、大岩書記長の懲戒解雇、組合員4名への不当な配置転換命令（2名はやむを得ず退職、拒否をした2名は懲戒解雇）など、組合を弱体化させる不当労働行為を次々と行って来た。

函館バス支部は函館バス会社による不当労働行為について北海道労働委員会（道労委）への救済申し立て、さらに裁判に訴え、また函館バス会社が労使協議、団交を拒否したため「36協定なし」の残業・休日出勤をさせたことに対し、労基署への告発をして闘ってきた。

函館バス会社は22年につくられた第2組合の組合員と差別して、函館バス支部組合員への暖房手当や冬季賞与を不支給にするなどして支部組合員の組合脱退を促した。

道労働委の救済命令（23.10.20）では、黒瀧委員長への懲戒、再雇用拒否、大岩書記長解雇などについて「会社の継続する反組的意図ないし動機に基づくものであり、不当労働行為意思があったもの」とした。

裁判判決も函館地裁で、大岩書記長の懲戒解雇と組合員4名への不当な配置転換命令について「組合を弱体化させる不当労働行為」（23.10.24地裁）と認定したのだ。札幌高裁も地裁判決を支持した（24.4.19・書記長解雇、24.4.25・組合員4名配転命令）。

（連合北海道「函館バス不当労働行為事件 News」各号から）

**ついに最高裁判決で勝利！** 今年1月10日こうした函館バス会社の函館バス支部にたいする、極めて悪辣な一連の不当労働行為に対して、最高裁は黒瀧委員長の定年再雇用拒否の違法・無効と会社へ未払い賃金等の支払いを命じた昨年8月22日の高裁判決を支持する判決を出したのだ。

**最高裁判決すら蹴飛ばす会社** なお係争中の裁判などが多く続いているが、函館バス会社は最高裁決定にもかかわらず、

いまなお黒瀧委員長の再雇用をしておらず賠償にも応じていない（6.6現在NHK報道）。24年4月の札幌高裁（書記長、4名の組合員の裁判）による慰謝料支払い命令にも従っていない。

**函館市は責任ある対応を！** 函館バスは社員数およそ270人、8つの営業所で運行し函館市内ばかりでなく道南地域で欠かせない重要な住民の足になっている。国や道からそれぞれ毎年、数億円規模の財政支援を受け、函館市も22年度には5200万円の補助金を出している。（23.9NHK報道）

しかし函館市は、函館バスの主要な株主でもあるにもかかわらず、函館バス支部からの「公益通報」にも、自らの対応を避けている。（同報道）会社による不当極まりない労組攻撃によって紛争が激化し、運転手の退職者が出ている。運転手不足で地域に影響が出る中、函館市は行政としての責任ある対応が求められる。

**連合北海道が闘う決意表明** 昨年10月の連合北海道第36回定期大会で杉山会長は、会社が憲法や労働組合法を無視して組合に行ってきた数々の不条理な対応は許されない、連合の旗の下に力を合わせて闘うと決意を示しています。ガンバレ函館バス支部！応援しています。（Y）



23.8.22 黒瀧委員長の高裁勝訴判決後の会見

判決後の会見を行う、黒瀧執行委員長（前段中央）ら



## これまで

- 6月22日(土) 札幌地区ユニオン第1回組織研修会兼札幌パートユニオン第1回定例学習会(ユニオン会議室)  
 7月12日(金) 札幌地区ユニオン パンフ「春さつとう」・最賃引き上げ要求チラシ配布行動(厚別区)  
 7月22日(月) 最低賃金審議会・参考人意見聴取 労働側参考人にパートユニオン組合員が発言(労働局)  
 7月25日(木) 札幌パートユニオン第40期第2回幹事会(ユニオン会議室)  
 7月29日(月) 最賃引き上げ!連合北海道 昼休み集会(労働局前)  
 8月9日(金)~「春さつとう」・最賃引き上げ要求チラシ 個別配布行動  
 8月15日(木) 不戦の日!8.15北海道集会(かでの2・7)  
 9月19日(木) 「戦争法強行採決から9年!」9.19戦争をさせない総がかり行動 集会・デモ(大通り)  
 9月20日(金) 陽だまり202号発行

## これから

- 9月26日(木) 札幌パートユニオン第40期第3回幹事会 16:00~ ユニオン会議室

### 9月28日(土) 札幌地区ユニオン第26期第2回組織研修会

#### 「これでいいのか? 会計年度任用職員制度を検証しよう!」

クロストーク(対談 約90分) 公務非正規問題自治体議員ネット 代表 神代 知花子 さん  
 北海学園大学 経済学部 教授 川村 雅則 さん

13:00~15:00 ほくろビル会議室(2階) ←4階ではありません

- 10月5~6日(日) コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク第36回全国交流集会 in 大阪  
 10月14日(月・祝) 「STOP 再稼働! さようなら原発北海道集会」 さようなら原発1000万人アクション実行委  
 小野有五さん、西尾正道さんほか 集会10:00~パレード10:45~ 大通り西6丁目広場  
 10月26日(土) 札幌パートユニオン第40期第2回定例学習会

コロナ感染は続いています。免疫すり抜ける変異株!



マスク! 手洗い! 換気!

### お知らせ

- ☆住所や連絡先電話番号が変わったときは、速やかに事務所まで連絡してください。  
 ☆組合費が3ヶ月以上滞納になると組合脱退扱いになってしまいます。脱退すると再加入は出来ず問題が起きても組合対応はできません。郵便口座の残高確認を忘れずに。  
 ☆「オレンジ広場」への組合員の投稿を募集中です。職場、社会のことなど何でも。

### 編・集・後・記

地域最低賃金の引き上げ額が出そろった。パートユニオンもさまざま最賃引き上げ要求の取り組みを行ったが、北海道は目安どおり50円UPの1010円で終わり上位との格差は縮まらなかった。

今年後半は半数以上27県もが目安を大きく超える引き上げを決めた。中でも徳島県は目安を34円も超えて84円の増額だ。地域格差、目安金額、いずれも低賃金労働者の実態から乖離しているからだと思う。直ちに一律1500円に!

今年、労働関連の最高裁判決が続いたが「職種限定契約の同意なき配転は違法」判決について本号で掲載した。職種限定職でなくても、不利益の大きい納得できぬ配転を命じられたら、あきらめる前に相談しよう。

中国を狙ったミサイル準備、自衛隊基地増強、各国との合同軍事訓練、政府の自治体支配など戦争準備が着々と進む。その大元ともいえる安倍政権の安保法Ⅱ戦争法強行採決から9年。この9月19日に、戦争をさせない総がかり行動が久しぶりに行われた。次号で報告します。(Y)